

議案第46号

上越市川上笑学館条例の一部改正について

上越市川上笑学館条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年2月28日提出

上越市長 村山秀幸

上越市川上笑学館条例の一部を改正する条例

上越市川上笑学館条例（平成16年上越市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表上限額の欄を次のように改める。

上限額
320円
210円
210円
1,580円
4,950円
3,850円
2,200円
3,150円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。